

決算書の貸借対照表における前受収益の計上の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人大阪府育英会</p>	<p>公益財団法人大阪府育英会では、平成13年度まで大阪府私学振興会が私立学校に対し施設整備等に必要な資金を貸し付けた債権の管理及び回収業務を承継し行っており、平成25年3月末時点の貸付金残高は1,297百万円である。</p> <p>当該貸付金は、資金の貸し付け時に私立学校から元金及び利息相当額全額の手形を受け取っており、毎年3月に年間の元金及び利息が預金口座に振り込まれる事により回収されるものであるが、以下の点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手形で受け取っている利息について、その全額が貸借対照表上前受利息として流動負債に98百万円計上されている。 ・ このうち1年以内に受取利息として収益計上されるものは23百万円であり、残額の75百万円は平成26年度以降に収益計上されるべきものであった。 <p>(注 金額については百万円未満四捨五入で表示している。)</p>	<p>前受収益のうち、75百万円は長期前受収益として、固定負債に計上されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、平成25年度決算において、1年以内の受取利息は流動負債に、また残額の受取利息は固定負債にそれぞれ計上した。</p> <p>今後も同様の考え方で処理する。</p>